

前橋市ヤングケアラー・子育て世帯訪問支援事業委託事業者募集要項

前橋市ヤングケアラー・子育て世帯訪問支援事業実施にあたり、次のとおり委託事業者を募集します。

1 事業者

前橋市ヤングケアラー・子育て世帯訪問支援事業実施要綱に定めるヤングケアラー及び家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭の負担軽減のための適切な支援が実施でき、市長が定める委託料について同意する者としします。

次のいずれの要件も満たす者のうちから、訪問する支援員を選考し、派遣するものとする。

- ア 本市が適当と認める研修を終了した者（契約後に受講していただきます）
- イ 自ら子育てをした経験のある者、子育てに関する事業に従事した経験のある者、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護を行う者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する居宅介護を行う者。
- ウ 家事等に関する援助を適切に実行できる能力を有すること。
- エ 心身ともに健全であること。
- オ 以下①～④に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 委託事業概要

（1）支援員は以下に掲げる支援等を行います。

- ア 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）

イ 育児・養育支援（育児のサポート、宿題の見守り、外出時の補助、きょうだいの世話等）

ウ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言

エ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供

オ 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市への報告

カ ア～オに掲げるもののほか、市長が必要と認める支援

（２）事業実施の留意点は以下のとおりです。

- ・支援員は、活動中は身分証明書を携行し、対象家庭の訪問時に必ず提示してください。
- ・支援員は、サービス提供後、サービス実施の確認を受けてください。また、サービス実施時に家庭の様子で何か気づいたことがあった場合、市に報告してください。
- ・支援員には守秘義務が課せられます。これは、契約の終了または解除後も同様です。
- ・事業者は、サービス提供時の事故に備えて責任賠償保険に加入してください。
- ・サービス提供時に事故が発生した場合、事業者は速やかに市に報告してください。

３ 委託料等

- | | |
|-------------|------------------------|
| （１） 訪問支援費 | 3,000 円／時間（１回につき２時間以内） |
| （２） 交 通 費 | 1,860 円／回 |
| （３） キャンセル料 | 1,000 円／回 |
| （４） 事務費・管理費 | 3,000 円／世帯 |

本事業における委託料（１）、（２）は、１回あたりの委託単価となります。

（１）、（２）は、事前訪問（原則１回）にかかる費用、本事業にかかる関係者会議等への出席費用を含む。

（３）のキャンセル料については、前日１７時以降のキャンセルの場合、事業者は発注者にキャンセル料を請求できるものとします。

（４）の事務費・管理費については、当該事業の実施に必要な経費で支援決定時のみ請求できるものとする。

４ 委託期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

５ 募集締切

令和８年３月１３日（金）まで

6 応募方法及び提出期限

受託を希望する方は、本募集要項及び仕様書の内容を確認うえ、お申込みください。

(1) 提出期限：令和8年3月13日（金）必着

- ・直接提出の場合は、提出期限までに前橋市保健センター2階こども支援課 家庭児童相談係までお申し込みください。
- ・郵送の場合は、提出期限までに次の送付先までご郵送ください。

【送付先】〒371-0014 前橋市朝日町三丁目36番17号

前橋市保健センター2階 こども支援課 家庭児童相談係宛て

(2) 提出書類は以下のとおりです。

- ①ヤングケアラー・子育て世帯訪問支援事業受託事業所届出書（様式1）
- ②ヤングケアラー・子育て世帯訪問支援事業従事者名簿（別紙1）
- ③同意書
- ④法人の定款

7 その他

- ・この募集要項の内容は、令和8年度前橋市一般会計予算の成立を条件として実施するものです。
- ・契約手続きについては、別途ご連絡いたします。
- ・必要に応じ、年度途中での委託契約を実施します。年度途中での契約を希望する場合、前橋市保健センター2階 こども支援課 家庭児童相談係宛てにご連絡ください。
連絡先：027-220-5701 担当者：小林